

年 月 日

保護者の皆様

園 名

伝染性疾患について（お願い）

学校保健法施行規則第19条第1項による伝染病にかかった場合は、保育園等集団での感染を広げないことが大切です。

下記の病気については完全に治るまで休ませ、医師の診断を受けてから登園しましょう。

主な病名

- ・ インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 風疹（3日はしか）
- ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 結核
- ・ 咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症） ・ 腸管出血性大腸菌感染症
- ・ 流行性角結膜炎 ・ 出血性結膜炎 ・ 溶連菌感染症
- ・ 流行性嘔吐下痢症 ・ 乳児嘔吐下痢症
- ・ その他の感染症（伝染性膿痂疹、マイコプラズマ感染症などで、医師が出席停止が必要と判断した場合）

切 取 り 線

治 癒 証 明 書

園児名 _____

上記の園児の（ _____ ）は治癒し、伝染の恐れのないことを証明します。

月 _____ 日からの登園はさしつかえありません。

年 _____ 月 _____ 日

医師名

Ⓜ